

1 直接被害者（又は間接被害者の場合）
借換資金に一般衛経を適用する場合

危 直

令和6年能登半島地震災害衛経の適用対象者となるにもかかわらず、表示がない場合、公庫は推薦団体に連絡のうえ事実関係を確認し、必要に応じて推薦内容の補正（顧客説明を含む。）を依頼する。

公庫受付番号 株式会社日本政策金融公庫 御中 生活衛生関係営業 経営改善資金

(支店) (国民生活事業)

融資推薦書

商号(法人名) 条件

推薦金額 返済回数 60回

0万円 1,000万円 合計 1,000万円 (据置 9ヵ月)

500 0 500 (利下げあり)

09-1568

推薦団体は推薦金額及び返済期間を二段書きにして記入し、公庫はこれに基づき2貸付として決定する。
なお、推薦金額の内訳、返済期間等について調整が必要な場合は、推薦団体と公庫で連携を図る。

最近の営業概況(注)									
損益状況			財政状況						
期間	前々期金額	前期金額	証	備考	年月日	前々期金額	前期金額	証	備考
科目	万円	万円			科目	万円	万円		
売上高					資	現金・預金			
(月商)	(@)	(@)				定期性預金			
売上原価						受取手形			
(月平均売上原価)	(@)	(@)				売掛金			
減価償却費	-	-				棚卸資産			
人件費						其他流動資産			
(うち代表者及び家族)	()	()				流動資産計(C)			
減価償却費						土地建物			
其他経費						其他固定資産等			
計						不渡手形、不良債権			
営業利益					資産計(A)				
営業外収益					負	支払手形			
営業外費用						設備手形			
(うち支払利息割引料)	()	()				買掛金			
経常利益						預り金			
税引前利益						其他流動負債			
法人税等充当額						短期借入金			
税引後利益						流動負債計(D)			
所得金額						長期借入金			
其他の収入 (不動産収入・家族収入等)	1ヵ月当り	万円				其他固定負債			
売上増減 (過去2期間比較)	%増加・	%減少・	増減なし			負債計(B)			
借入金回転期間	借入金/月商	ヵ月			自己資本(A-B)				
(収益力、支払利息貸借入金比率等)					資本金				

推薦付属書

面接の相手方 実訪の相手方

実訪日 年 月 日

業種 全項目を記入した推薦付属書による推薦日 年 月

令和6年能登半島地震災害衛経を適用する場合
利率低減措置ありの場合は：利下げあり
利率低減措置なしの場合は：利下げなし

と記入する。

業種等 (推薦団体記載例)

- 生活衛生関係事業者再建支援方針に沿った事業者である。
- 市役所が被災に遭い役所機能が停止しているため、●●月に被害証明書提出予定
- 年●●月●●日付納税誓約書により滞納額●●万円確認し、税務署との相談より●●月末までに完納する見込みあり。

申告人等 (停電等被害者(利率低減措置あり)に関する記載例)

- 停電等被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●●万円と判定。利率低減措置の対象となる資金使用であり、ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付。

従前の指導 (停電等被害者(利率低減措置なし)に関する記載例)

- 停電等被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●●万円と判定。利率低減措置対象外の資金使用であり、ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付。

取引関係 (停電等間接被害者に関する記載例)

- 停電等間接被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●●万円と判定。ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付。

(停電等被害者等に関する留意事項)

- 利率低減措置の対象となる資金用途については、資金計画の各資金用途に利率低減措置の対象である旨の記載を行う。(参考)
- 利率低減措置の対象となる資金用途：停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧のために必要な資金
- 利率低減措置の対象とならない資金用途：停電等による風評で来客がなく売上が減少するための運転資金等

店舗・工場等の面積	㎡・坪	税	法人の場合の事業年度	万円	別	白	特別
主要な機械設備		状	所得(法人)税				
		況	事業税				
			住民税	(合計)		円	
			納税振	完納		未納	

完納していない場合は「未納」にマルを付す

欄については、既往取引者であって前回調査内容と変わらない場合は記入を省略することができる。ただし、全項目を記入した推薦付属書による推薦日から5年以内に限るものとする。

1. 事業概況及び本資金による経営改善の内容とその効果

2. 経営者の人柄、経営態度

3. 特記事項(欠損理由、金融機関照会事項等)

毎月返済希望日 5日・10日・15日・20日・25日・末日

返済方法 自動振替 可・不可 金融機関名 銀行 支店

(注)「最近の営業概況」記入上の留意事項

次の事項が記載されていることを確認し、記載がない場合、公庫は推薦団体に対して、必要に応じて推薦内容の補正を依頼する。

- 生活関係事業者再建支援方針に沿った事業者であること。
- 被害証明書等を後日提出する場合は、具体的理由及び予定提出時期
- 納税が未納の場合は、納税誓約書等により滞納税額及び税務当局と支払相談の確認ができ、かつ、調査時点からおおむね1年以内に完納すること等

特相員等の確認	企業実在確認方法	確認不要 地図・電話帳・名簿・その他()	推薦団体は記入不要

(国民生活事業取扱)

2 直接被害者（又は間接被害者の場合）
借換資金に令和6年能登半島地震災害衛経を適用する場合

危 直

令和6年能登半島地震災害衛経の適用対象者となるにもかかわらず、表示がない場合、公庫は推薦団体に連絡のうえ事実関係を確認し、必要に応じて推薦内容の補正（顧客説明を含む。）を依頼する。

令和6年能登半島地震災害衛経を適用する金額は、1,000万円以内の部分と1,000万円を超える部分で分ける必要があるため、1,000万円と500万円に分割し、令和6年能登半島地震災害衛経の1,000万円のうち利率低減なしである借換資金400万円と利率低減適用の600万円の3貸付とする。
なお、推薦金額の内訳、返済期間等について調整が必要な場合は、推薦団体と公庫で連携を図る。

融資推薦書

御中 生活衛生関係営業 経営改善資金 生活事業)			推薦金額		条件
			返済回数	⑩60 ⑩66	
運 転	設 備	合 計	返済回数	⑩9 ⑩9	⑩50回
400万円	0万円	⑩400万円 利下げなし	(据置)	⑩9	⑩0ヵ月
600	0	⑩600 利下げあり	借替 取引 番号	⑩9	⑩09-1568
500	0	⑩500	重複 取引 番号		

損益状況				財政状況			
期間	前々期金額	前期金額	証 備考	年月日	前々期金額	前期金額	証 備考
売上高	万円	万円		資 産	現金・預金	万円	
(月商)	(@)	(@)			定期性預金		
売上原価					受取手形		
(月平均売上原価)	(@)	(@)			売掛金		
減価償却費	—	—			棚卸資産		
人件費					其他流動資産		
(うち代表者及び家族)	()	()			流動資産計(C)		
減価償却費					土地建物		
其他経費					其他固定資産等		
計					不渡手形、不良債権		
営業利益				資産計(A)			
営業外収益				負 債	支払手形		
営業外費用					設備手形		
(うち支払利息割引料)	()	()			買掛金		
経常利益					預り金		
税引前利益					其他流動負債		
法人税等充当額					短期借入金		
税引後利益					流動負債計(D)		
所得金額					長期借入金		
其他の収入 不動産収入・家族収入等)	1ヵ月当り	万円			其他固定負債		
売上増減 (過去2期間比較)	%増加・	%減少・	増減なし		負債計(B)		
借入金回転期間	借入金/月商	ヵ月		自己資本(A-B)			
収益力、支払利息貸借入金比率等)				資本金			
借入金用途(必)				正味運転資本(C-D)			

推薦付属書

令和6年能登半島地震災害衛経を適用する場合
利率低減措置ありの場合は：利下げあり
利率低減措置なしの場合は：利下げなし
と記入する。

面接の相手方 _____ 年 月 日

実訪の相手方 _____ 年 月 日

業 種 _____ 全項目を記入した推薦付属書による推薦日 _____ 年 月

主な取扱品 _____ 他に _____

(推薦団体記載例)
・生活衛生関係営業者再建支援方針に沿った事業者である。
・●●市役所が被災し、●●役所機能が停止しているため、●年●月に被害証明書を提出予定
・●年●月●日付納税誓約書により滞納額●万円確認し、税務署との相談より●月末までに完納する見込みあり。

(停電等被害者(利率低減措置あり)に関する記載例)
・停電等被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●万円と判定。利率低減措置の対象となる資金使途であり、ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付

(停電等被害者(利率低減措置なし)に関する記載例)
・停電等被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●万円と判定。利率低減措置対象外の資金使途であり、ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付。

(停電等間接被害者に関する記載例)
・停電等間接被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し、事業規模と照らし合わせ●万円と判定。ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付。

(停電等被害者等に関する留意事項)
・利率低減措置の対象となる資金用途については、資金計画の各資金用途に利率低減措置の対象である旨の記載を行う。
(参考)
・利率低減措置の対象となる資金用途：停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧のために必要な資金
・利率低減措置の対象とならない資金用途：停電等による風評で来客がなく売上が減少するための運転資金等

完納していない場合は「未納」にマルを付す

店舗 工場 等	店舗・工場等の面積	㎡・坪	税 状 況	所得(法人)税	
	主要な機械設備			事業税	
				住民税	(合計)
				納税振	完納

欄については、既往取引者であって前回調査内容と変わらない場合は記入を省略することができる。ただし、全項目を記入した推薦付属書による推薦日から5年以内に限るものとする。

1. 事業概況及び本資金による経営改善の内容とその効果

2. 経営者の人柄、経営態度

3. 特記事項（欠付理由、金融機関照会事項等）

毎月の返済希望日 5日 ・ 10日 ・ 15日 ・ 20日 ・ 25日 ・ 末日

返済方法 自動振替 可 ・ 不可 金融機関名 _____ 銀行 支店 _____

次の事項が記載されていることを確認し、記載がない場合、公庫は推薦団体に対して、必要に応じて推薦内容の補正を依頼する。

- 生活関係営業者再建支援方針に沿った事業者であること。
- 被害証明書等を後日提出する場合は、具体的理由及び予定提出時期
- 納税が未納の場合は、納税誓約書等により滞納税額及び税務当局と支払相談の確認ができ、かつ、調査時点からおおむね1年以内に完納すること等

特相員等の確認	企業実在確認方法	確認不要 地図・電話帳・名簿・その他()	推薦団体は記入不要

3 直接被害者（又は間接被害者）

推薦金額が 1,000 万超（うち、借替部分が 1,000 万超かつ真水金額が 1,000 万円未満の場合）の場合

令和6年能登半島地震災害衛経の適用対象者となるにもかかわらず、表示がない場合は、公庫は推薦団体に連絡のうえ事実関係を確認し、必要に応じて推薦内容の補正（顧客説明を含む。）を依頼する。

危 直

融資推薦書

融資推薦書 (Form) containing fields for loan amount, conditions, and borrower information.

最近の営業概況 (Table) showing financial statements including損益状況 (Income Statement) and財政状況 (Balance Sheet).

推薦付属書

推薦付属書 (Form) including sections for interest reduction measures and business details.

(推薦団体記載例)
・生活衛生関係事業者再建支援方針に沿った事業者である。
・市役所が被災に遭い役所機能が停止しているため、年●月●に被害証明書を提出予定
・年●月●日付納税誓約書により滞納額●万円確認し、税務署との相談により●月末までに完納する見込みあり。

(停電等被害者等に関する留意事項)
・利率低減措置の対象となる資金用途については、資金計画の各資金用途に利率低減措置の対象である旨の記載を行う。
(参考)
・利率低減措置の対象となる資金用途：停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧のために必要な資金
・利率低減措置の対象とならない資金用途：停電等による風評で来客がなく売上が減少するための運転資金等

店舗工場等 (Form) with fields for area, equipment, and tax status.

欄については、既往取引者であって前回調査内容と変わらない場合は記入を省略することができる。ただし、全項目を記入した推薦付属書による推薦日から5年以内に限るものとする。

(注)「最近の営業概況」記入上の留意事項
次の事項が記載されていることを確認し、記載がない場合、公庫は推薦団体に対して、必要に応じて推薦内容の補正を依頼する。
1 生活関係事業者再建支援方針に沿った事業者であること。
2 被害証明書等を後日提出する場合は、具体的理由及び予定提出時期
3 納税が未納の場合は、納税誓約書等により滞納税額及び税務当局と支払相談の確認ができ、かつ、調査時点からおおむね1年以内に完納すること等